

第3回部会協議を踏まえた対処方針及び計画への反映【市民・交流部会】

No.	意見	対応方針・施策への反映	編-章-節 等
1	1-2-1 「現状と課題」に「インターネットによる人権侵害」とあるが、正確には「インターネット上で発生する人権侵害」であると思われる。適正な語句に修正いただきたい。	「インターネット上で発生する人権侵害」に修正します。	1-2-1 (P34)
2	過去最高を超える勢いで外国籍児童生徒が急速に増加しており、それら児童生徒への日本語教育環境が圧倒的に不足している。 官民でこの状況をしっかり認識することが重要であり、プレスクール整備や支援員の拡充などについて、お金が掛かってでも取り組む必要がある。現状、受け皿となっている現場はいっぱいいっぱいな状況。教育分野の計画（5-1-1）に現状を改善するための対応方針を明記すべき。	「5-1-1 教育環境の整備と地域ぐるみの教育推進」においても、外国籍児童生徒の学びの環境整備の必要性は認識しており、「現状と課題」にその認識を、また「主な事業」には「オープンドアスクール設置検討事業」を明記しています。 この度のご意見を踏まえ、従来の記載に加えて、日本語でのコミュニケーションが難しい外国籍児童生徒が増加しているとの認識と、学習環境充実の具体的な手段として集中日本語教室等での学びを「基本施策」内に明記することとします。	5-1-1 (P114)
3	1-2-2において、ジェンダーギャップの解消という問題を明記していることは非常に評価できるが、実際のアクションというものを考えれば、課題解消の進捗を測る指標として「上田市内の男女間所得格差」や「非正規職従事者割合」を掲げるべきではないか。	委員ご指摘の「非正規職従事者割合」については、2020年国勢調査結果からの算出が可能であることから、解決すべき社会課題として「現状と課題」に掲げることとします。 また「施策の方向性」に、ジェンダーギャップ解消に向けて必要となる各種データの把握と適切な公表に努めることで市民や企業への周知、啓発を強化する旨を追記することとし、今後は「上田市内の男女間所得格差」等のデータ把握、と迅速な公表に努めてまいります。	1-2-2 他 (P36～P37)

No.	意見	対応方針・施策への反映	編-章-節 等
4	6-1-1において、文化財や文化遺跡の継承、活用は明記されているが、例えば「上田映劇」のような文化財には認定されないが、ある一面では歴史的価値が見出せるような私有財産を何らかの形で定義し、その維持管理、改修等を公的に支援するということを表明できないか。 具体的な支援策の記載までは求めないが、存在を定義し、支援の必要性を認識していることを総合計画に記載することで、将来的に市民が利活用を模索するなど活動を行う際に、その活動を支援する姿勢を明らかにしておくことが重要と考える。	「上田映劇」のような文化財認定されていないものの地域の歴史や住民生活の中で文化的価値を認められる地区や建造物等の保存、活用については、上田市歴史的風致維持向上計画の中で一定の柔軟性をもって指定をし、支援することとしています。 第三次上田市総合計画では、「2-2-4 緑豊かな魅力ある都市環境の創出」において、歴史的風致維持向上計画に基づく上田市特有の歴史的な景観づくり推進が掲げられているほか、「6-1-1 文化遺産の継承と活用」において、関連する個別計画に歴史的風致維持向上計画を列記してあります。 また、今回の委員のご指摘を踏まえ、基本施策2①「文化財活用事業を支援します」を「文化財」等の「活用事業を支援します」に修正することとします。	6-1-1 他 (P121)
5	6-3-1において、定住人口、交流人口に加えて「関係人口」の拡大を目指すところがあるが、「関係人口」の定義、考え方を明らかにすべきではないか。	「関係人口」については広い意味で解釈できますが、国等でも一定の定義を説明しているので、今後、用語解説をすべき用語と位置付け、解説を記載することとします。 (※冊子化する際に対応)	6-3-1 ((P128))